平成２２年（フ）第１７６２号
仙台市青葉区桜ケ岡公園４番１―509号
債務者　樋口チヤ子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７９７号
仙台市若林区南鍛冶町101番地の１　シャンボール第２荒町618
債務者　板垣　　巴
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８０８号
仙台市青葉区菊田町５番２号　アルテミス102、従前の住所仙台市青葉区宮町５丁目９―３―407野口方
債務者　眞柴　真次
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３４６号
福島県二本松市榎戸１丁目297番地
債務者　菅野　愛子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３４８号
福島市泉字道下20番地の９
債務者　大内久美子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３５５号
福島市野田町７丁目13番20号　大丸アパート１－Ａ
債務者　横山　和美
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１９０号
福島県会津若松市材木町２丁目６番48号　第三栄荘１、前住所福島県会津若松市柳原町４丁目10番34号
債務者　根本　賢一
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
茨城県日立市白銀町２丁目24番10号
債務者　内田　　久
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１９２号
茨城県日立市水木町１丁目10番15―202号
債務者　渕別奈美子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第２８５号
茨城県桜川市真壁町真壁232番地
債務者　村上　量彦
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３３６号
茨城県坂東市辺田1402番地63
債務者　染谷　奈美
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３４２号
茨城県筑西市乙423番地１　マイシティライフ36番館207、前住所茨城県筑西市岡芹895番地１　アクセス岡芹102
債務者　坂入　春夫
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３５３号
茨城県下妻市高道祖1369番地、前住所東京都文京区千石４丁目33番12号
債務者　太刀　　得
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３５４号
茨城県下妻市高道祖1369番地
債務者　太刀　愛子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３５９号
茨城県結城市大字結城646番地
債務者　新妻　博幸
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３６０号
茨城県筑西市玉戸992番地３　ロードサイドＡ201
債務者　佐藤美代子（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３６３号
茨城県桜川市真壁町白井520番地　市営白井住宅20号室
債務者　樋口　利之
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部